

## いわて自動車関連産業集積促進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「いわて自動車関連産業集積促進協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、地元産業界や経済界、大学、支援機関等が一体となって、自動車関連産業に係る交流や連携の場を創出し、地場企業の技術力の向上等による自動車関連産業への進出や、自動車部品メーカー等の立地を促すことにより、もって自動車関連産業の集積を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 情報の提供と共有
- (2) 交流機会の創出とセミナー等の開催
- (3) 技術展示商談会等の開催
- (4) 取引拡大の支援
- (5) 共同受注・グループ化等の支援
- (6) 研究開発の促進
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の者により構成する。

- (1) 自動車関連企業
- (2) 自動車関連産業に関心を持つ企業
- (3) 第2条の目的に賛同する法人、業界団体、行政機関等

(入会及び退会)

第5条 本会への入退会を希望する者は、代表幹事の承認を得て入退会することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1名
  - (2) 幹事 15名以内
- 2 代表幹事及び幹事は、会員の中から総会において選任する。
- 3 代表幹事は、本会を代表し、会務を総括する。
- 4 代表幹事に事故あるとき又は代表幹事が欠けた時は、代表幹事があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

第7条 総会は、必要に応じて代表幹事が招集し、代表幹事が議長を務める。

- 2 総会は、本会の事業及び運営に関する基本的事項について審議、決定する。
- 3 総会は、本会会員総数の2分の1の出席（委任状を提出した上での欠席の場合を含む）をもって成立とする。
- 4 総会の議決は、出席総数の過半数の賛成により行う。なお、賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

(幹事会)

第8条 本会に幹事会を置く。

2 幹事会は、代表幹事及び幹事で構成する。

3 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集し、代表幹事が議長を務める。

4 幹事会は、第3条に規定する事業の執行に関する事項、その他代表幹事が必要と認める事項について審議、処理する。

(専門委員会)

第9条 本会の円滑な事業推進のため、各種調査、研究等を行う専門委員会を置くことができる。

2 前項に掲げる専門委員会は、必要に応じて代表幹事が設置し、併せて、専門委員を委嘱する。

(顧問等)

第10条 本会の事業等に関して助言を得るため、顧問及びオブザーバー等を置くことができる。

2 前項に掲げる職については、必要に応じて代表幹事が委嘱する。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本会の会務を処理するため、岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室に事務局を置く。

(その他)

第13条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、代表幹事が別に定める。

附則

本規約は、平成18年6月7日から施行する。

附則

本規約は、平成19年5月21日から施行する。

附則

本規約は、平成20年5月20日から施行する。

附則

本規約は、平成22年5月19日から施行する。

附則

本規約は、平成25年5月16日から施行する。

附則

本規約は、平成26年5月15日から施行する。

附則

本規約は、平成28年4月1日から施行する。